個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載と本人確認について

小樽市財政部資産税課(R2.9)

1 個人番号 (マイナンバー)・法人番号の記載について

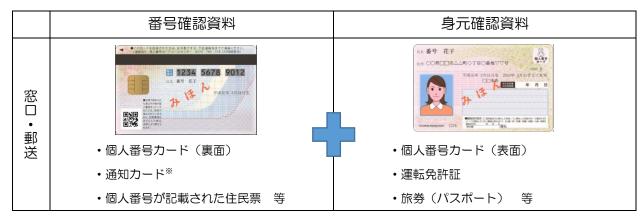
償却資産申告書に個人は12桁の「個人番号」を、法人は13桁の「法人番号」を右詰めで記載してください。また、「法人番号」が既に印字されているものについては、記載内容に誤りがないか御確認ください。

2 本人確認及び提出資料について

「個人番号」を記載した申告書を提出の際、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認など)を行います。必要に応じて下記により、資料の写し(コピー)をそれぞれ1点ずつ添付していただきますようお願いいたします。

なお、電子申告(eLTAX)により申告する場合は、電子証明書等により本人確認を行うため、 資料の提出は不要です。また、法人についても同様に提出資料は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合



(2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・	・本人の個人番号カード(裏面)	・代理人の個人番号カード(表面)	
	・本人の通知カード*	・代理人の運転免許証	• 税務代理権限証書
郵送	・本人の個人番号が記載された住民票 等	・代理人の税理士証票 等	• 委任状(原本)等

※通知カードは、氏名や住所などが住民票と一致している場合に限り、確認資料として使用することができます。

3 郵送方法について《お願い》

個人事業者について、「個人番号」を記載した申告書を郵送で提出される場合は、「個人番号」の安全管理のため、<u>追跡可能な「簡易書留」等</u>の方法で提出をお願いいたします。普通郵便でも受理いたしますが、紛失事故などの場合は事故確認ができません。また、「控用」の返送を御希望の場合は、返信用封筒に簡易書留分の切手の貼付をお願いいたします。

4 その他

償却資産申告書への「個人番号」の記載が無い場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への「個人番号」の記載が無かったものとして受理いたしますので、あらかじめ御了承ください。